

議案第五号

秋田県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(秋田県教育委員会会議規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会会議規則(昭和二十四年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第一条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第六条を削る。

第七条第三項中「委員二人以上の者」を「委員の定数の三分の一以上の委員」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中「出席委員」を「出席者」に、「繰り下げる」を「繰り上げる」に改め、同条を第九条とし、第十一条から第二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十七条第一項ただし書中「委員」を「教育長又は委員」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とする。

「第五章 会議録」を「第五章 議事録」に改める。

第二十九条中「会議録」を「議事録」に改め、同条第二号中「欠席の」の下に「教育長及び」を加え、同条を第二十八条とする。

第三十条中「会議録」を「議事録」に改め、同条第三項中「教育長の推せんする者を」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第二十九条とする。

4 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を公表するものとする。

第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

(秋田県教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第二条 秋田県教育委員会傍聴人規則(昭和二十四年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第七条第一項中「秘密会議」を「秘密会」に改める。

(職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則(昭和二十六年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書を削り、同項の表を次のように改める。

番号	上欄	下欄
一	教育長	教育次長、参事、課長、室長、政策監、所長、館長及び校長
二	課長、所長及び館長	前号及び次号の項以外の職員
三	校長	当該学校の教職員

第一条第二項中「教育長、教育次長、本庁の課長、所長、館長及び校長は、前項」を「前項の表の上欄に掲げる者は、同項」に改める。

(秋田県教育委員会公告式規則の一部改正)

第四条 秋田県教育委員会公告式規則(昭和二十七年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「および」を「及び」に改め、「秋田県教育委員会(以下「委員会」という。)名を記入するとともに」を削り、「委員長(以下「委員長」を「教育長(以下「教育長」に改め、同条第二項中「または」を「又は」

に、「および」を「及び」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第二条の見出し中「委員会の定める事項」を「規程」に改め、同条第一項中「委員会の定める事項」を「秋田県教育委員会（以下「委員会」という。）の定める規程」に、「委員会名および委員長名」を「及び教育長名」に、「委員長印をおさなければ」を「教育長印を押さなければ」に改め、同条第二項中「委員会の定める事項に」を「規定にこれを」に改める。

第三条中「規則は、公布の日」を「規則その他委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）は、公布又は公表の日」に、「満十日を経て」を「十日を経過した日から」に、「但し、その規則」を「ただし、その規則等」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合においては、この規則による改正後の秋田県教育委員会会議規則、秋田県教育委員会傍聴人規則、職員の服務の宣誓に関する条例施行規則及び秋田県教育委員会公告式規則（以下「会議規則等」という。）の規定は適用せず、この規則による改正前の会議規則等の規定は、なおその効力を有する。

平成二十七年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理等を行う必要がある

る。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、所要の規定の整理等を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県教育委員会会議規則（昭和24年秋田県教育委員会規則第4号）の一部改正（第1条による改正）

- ① 会議の主宰者に関する規定について、委員長を教育長に改めることとする。
- ② 教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から請求があった場合には、臨時会を開くこととする。（第6条関係）
- ③ 教育長は、会議終了後、遅滞なく、議事録を公表することとする。（第29条関係）

(2) 秋田県教育委員会傍聴人規則（昭和24年秋田県教育委員会規則第5号）の一部改正（第2条による改正）

教育委員会の会議の傍聴の制限等に関する規定について、委員長を教育長に改めることとする。

(3) 職員の服務の宣誓に関する条例施行規則（昭和26年秋田県教育委員会規則第8号）の一部改正（第3条による改正）

- ① 教育長の職務代理に関する規定を削ることとする。（第1条関係）
- ② 服務の宣誓を要する者から教育長を除くこととする。（第1条関係）

(4) 秋田県教育委員会公告式規則（昭和27年秋田県教育委員会規則第6号）の一部改正（第4条による改正）

教育委員会規則の公布等に関する規定について、委員長を教育長に改めることとする。

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成27年4月1日から施行することとする。
- (2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案新旧対照表
 秋田県教育委員会会議規則の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>第一条 秋田県教育委員会委員（以下「委員」という。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着し、その旨を教育長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 欠席する場合は、その事由を当日の開議前に、教育長に届け出なければならない。</p> <p>第二条 教育長は、会議の始終、休憩及び中止を告げなければならない。</p> <p>第三条 教育長が開会を告げる前又は休憩、中止若しくは散会を告げた後において、委員は、議事について発言することができない。</p> <p>第四条 委員の議席番号は、教育長が定める。</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要であると認めるとき、又は委員の定数の三分の一以上の委員から書面で会議に付すべき事件を示して請求があつたときにこれを開く。</p> <p>4 略</p> <p>5 会議の招集を行つた場合には、教育長は、直ちに会議開催の場</p>	<p>第一条 秋田県教育委員会委員（以下「委員」という。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着し、その旨を委員長に届出なければならぬ。</p> <p>2 欠席する場合は、その事由を当日の開議前に、委員長に届出なければならない。</p> <p>第二条 委員長は、会議の始終、休憩及び中止を告げなければならない。</p> <p>第三条 委員長が開会を告げる前又は休憩、中止若しくは散会を告げた後において、委員は、議事について発言することができない。</p> <p>第四条 委員の議席番号は、委員長が定める。</p> <p>第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、先任の委員（先任の委員が二人以上あるときは、これらの者のうち年長のもの）が委員長の職務を代理する。</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員二人以上の上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があつたときにこれを開く。</p> <p>4 略</p> <p>5 会議の招集を行つた場合には、委員長は、直ちに会議開催の場</p>

所、日時及び会議に付すべき事件を告示する。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第七条・第八条 略

第九条 開会時刻において出席者が定数に満たないときは、その定数に満ちるまで開会時刻を繰り下げることができる。

第十条 会議に付すべき事項、その順序及び議事日程は、教育長がこれを定める。

第十一条・第十二条 略

第十三条 会議において発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

第十四条 略

第十五条 教育長は、質疑討論その他の発言について、それが議題外にわたるか、又は不必要と認めるときは、これを制止することができる。

第十六条 略

第十七条 教育長は、表決を採ろうとするときは、表決に付すべき議題を会議に告げなければならない。

2 教育長が表決に付すべき議題を告げた後は、委員は議題について発言することができない。

第十八条 略

所、日時及び会議に付すべき事件を告示する。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第八条・第九条 略

第十条 開会時刻において出席委員が定数に満たないときは、その定数に満ちるまで開会時刻を繰り下げることができる。

第十一条 会議に付すべき事項、その順序及び議事日程は、委員長がこれを定める。

第十二条・第十三条 略

第十四条 会議において発言しようとする者は、委員長の許可を受けなければならない。

第十五条 略

第十六条 委員長は、質疑討論その他の発言について、それが議題外にわたるか、又は不必要と認めるときは、これを制止することができる。

第十七条 略

第十八条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付すべき議題を会議に告げなければならない。

2 委員長が表決に付すべき議題を告げた後は、委員は議題について発言することができない。

第十九条 略

第十九条 略

2 略

3 教育長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。

第二十条 議案上程後反対の発言者がいないときは、教育長は、全会一致で可決したものとみなすことができる。

第二十一条・第二十二条 略

第二十三条 会議で投票を行う場合は、教育長は、係員をして所定の用紙を配付させなければならない。

2 投票後、教育長は、直ちに開票してその結果を告げなければならない。

3 教育長は、委員の中から立会人一人を指定して開票の点検に立ち合わせることができる。

第二十四条 略

2 動議に他の委員二名以上の賛成あるときは、議題としなければならない。動議が議題となつたときは、教育長は、直ちにこれを会議に告げなければならない。

第二十五条 略

第二十六条 会議は、公開とする。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 略

3 秘密会を開くときは、教育長は、会議に関係のない者及び一般

第二十条 略

2 略

3 委員長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。

第二十一条 議案上程後反対の発言者がいないときは、委員長は、全会一致で可決したものとみなすことができる。

第二十二条・第二十三条 略

第二十四条 会議で投票を行う場合は、委員長は、係員をして所定の用紙を配付させなければならない。

2 投票後、委員長は、直ちに開票してその結果を告げなければならない。

3 委員長は、委員の中から立会人一人を指定して開票の点検に立ち合わせることができる。

第二十五条 略

2 動議に他の委員二名以上の賛成あるときは、議題としなければならない。動議が議題となつたときは、委員長は、直ちにこれを会議に告げなければならない。

第二十六条 略

第二十七条 会議は、公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 略

3 秘密会を開くときは、委員長は、会議に関係のない者及び一般

傍聴人を退席させなければならない。

第二十七条 略

第五章 議事録

第二十八条 議事録に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- 一 略
- 二 出席及び欠席の教育長及び委員の氏名
- 三 九 略

第二十九条 議事録には、教育長及び委員会において定めた委員二名が署名しなければならない。

2 略

3 議事録は、教育長が教育庁職員の中から指名して、これを作成させる。

4 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を公表するものとする。

第三十条 略

第三十一条 委員が会議中退席するときは、教育長の許可を受けなければならない。

傍聴人を退席させなければならない。

第二十八条 略

第五章 会議録

第二十九条 会議録に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- 一 略
- 二 出席及び欠席の委員の氏名
- 三 九 略

第三十条 会議録には、委員長及び委員会において定めた委員二名が署名しなければならない。

2 略

3 会議録は、委員長が教育庁職員の中から教育長の推せんする者を指名して、これを作成させる。

第三十一条 略

第三十二条 委員が会議中退席するときは、委員長の許可を受けなければならない。

秋田県教育委員会傍聴人規則の一部改正（第二条による改正）

新

第二条 教育長は、会議場整理のため、傍聴人の員数を制限すること

旧

第二条 委員長は、会議場整理のため、傍聴人の員数を制限すること

とができる。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

一・二 略

三 その他教育長が傍聴を不相当と認める者

第六条 傍聴人がこの規則に違反し、又は教育長若しくは係員の指示に従わないときは、教育長は、退場を命ずることがある。

第七条 傍聴人は、会議が終了したとき、退場を命ぜられたとき又は秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

2 略

とができる。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

一・二 略

三 その他委員長が傍聴を不相当と認める者

第六条 傍聴人がこの規則に違反し、又は委員長若しくは係員の指示に従わないときは、委員長は、退場を命ずることがある。

第七条 傍聴人は、会議が終了したとき、退場を命ぜられたとき又は秘密会議を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

2 略

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部改正（第三条による改正）

新

番号	上欄	下欄
一	教育長	教育次長、参事、課長、室長、政策監、所長、館長及び校長
二	課長、所長及び館長	前号及び次号の項以外の職員

旧

番号	上欄	中欄	下欄
一	教育委員会	教育次長	教育長、教育次長及び参事
二	教育長	教育次長	本庁の課長、室長、政策監、総合調整主幹、上席主幹、主幹、所長、館長及び校長

三 校長 当該学校の教職員

2 前項の表の上欄に掲げる者は、同項の服務の宣誓を受けたときは、宣誓書を添えて速やかに教育委員会に報告しなければならない。

秋田県教育委員会公告式規則の一部改正（第四条による改正）

新

（規則の公布）
 第一条 秋田県教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に
 秋田県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）
 が署名しなければならない。
 2 規則の公布は、県公報に đăngして行う。ただし、天災地変等により、又は急施を要するために、これによりがたいときは、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

（規程）の公表
 第二条 規則を除くほか、秋田県教育委員会（以下「委員会」という。）の定める規程で公表を要するときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長名を記入して、教育長印を押さな

三	本庁の課長、所長及び館長	前二号及び次号の項以外の職員
四	校長	当該学校の教職員

2 教育長、教育次長、本庁の課長、所長、館長及び校長は、前項の服務の宣誓を受けたときは、宣誓書を添えて速やかに教育委員会に報告しなければならない。

旧

（規則の公布）
 第一条 秋田県教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、その末尾に秋田県教育委員会（以下「委員会」という。）名を記入するとともに秋田県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が署名しなければならない。
 2 規則の公布は、県公報に đăngして行う。ただし、天災地変等により、または急施を要するために、これによりがたいときは、県庁前の掲示場および公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

（委員会の定める事項の公表）
 第二条 規則を除くほか、委員会の定める事項で公表を要するときは、公表の旨の前文、年月日、委員会名および委員長名を記入して、委員長印をおさな

ればならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定にこれを準用する。

(施行の時期)

第三条 規則その他委員会の定める規程で公表を要するもの(以下「規則等」という。)は、公布又は公表の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。ただし、その規則等でこれに異なつた施行時期を定めたときは、この限りでない。

ればならない。

2 前条第二項の規定は、前項の委員会の定める事項に準用する。

(施行の時期)

第三条 規則は、公布の日

から起算して、満十日を経て、これを施行する。但し、その規則でこれに異なつた施行時期を定めたときは、この限りでない。